

「大館商工会議所ニュース」チラシ折込みサービス要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する「大館商工会議所ニュース」（以下「会報」という。）にチラシを有料で折込みするにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本サービスは、会報に販売促進等のチラシを折込みすることにより当該事業所の発展等に寄与することを目的とする。

(利用者)

第3条 会報折込み利用者は、商工会議所会員とし、会員以外の利用は原則として認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。

(利用申込み)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、折込み希望月の前月末日までに「利用申込書」及びサンプルを添えて商工会議所に申込みすることとする。

2 1か月の折込みは5事業所まで（1事業所2折込み）で、先着順とする。

(遵守事項)

第5条 折込みするチラシについては、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 公序良俗に反するものでないこと。
- (2) 関係法規に違反するものでないこと。
- (3) 政治性、宗教性がないこと。
- (4) 虚偽又は誤解を与える恐れがないこと。
- (5) 他の会員等を不当に貶めるものでないこと。
- (6) 商工会議所の業務と誤解・競合、あるいは商工会議所の業務に支障をきたすものがないこと
- (7) その他、本サービスの運用上不適当と認められるものでないこと。

(利用の停止)

第6条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用できないこととする。

(チラシ等の内容責任)

第7条 折込みするチラシについては、商工会議所が内容を保証するものではなく、これに関する責任は、一切利用者に帰属する。

- 2 本サービスに関する手続き上のトラブルは、双方が誠意をもって対応することとする。また、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わないこととする。

(利用料金)

第8条 本サービスの利用料金は、別に定める料金とする。また、会報発行後、商工会議所が送付する請求書に従い速やかに納入するものとする。

(チラシのサイズ)

第9条 会報に折込みができるチラシのサイズは、A4・A3版とするが、A3版の場合は、半分に折りたたみ納品するものとする。

(決定)

第10条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を会報編集会議にて審査し、折込みの可否を決定するものとする。

(納品)

第11条 利用申込書を提出後、遵守事項に反しないと確認された利用者は、各自で必要部数のチラシを用意し、会報折込み月の前月末日(土・日、祝日の場合はその前日)までに商工会議所が指定する場所に納品すること。残部が発生しても原則として返品はしない。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月29日から施行する。

この規定は、令和4年9月30日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

【お問合せ先】大館商工会議所 総務企画課

TEL : 0186-43-3111 FAX : 0186-49-0556